

埼玉県訓令第三号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「スポーツ局長」の下に「地域包括ケア局長」を加える。
第十三条の見出しを「（営利企業従事等許可願）」に改め、同条中「営利企業等に従事する」を「営利企業に従事等する」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

様式第八号中

要介護者に関する事項	氏 名		介護が必要となった時期	
	続 柄	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護休暇の期間の初日から1年間	年 月 日から	年 月 日		
連続する一の期間	年 月 日から	年 月 日		
連続する二の期間	年 月 日から	年 月 日		
合 計	月（ 日）※6月（180日）を超			

要介護者の状態及び具体的な介護の内容

月 (日)	連続するこの期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容
月 (日)	
えない範囲	

「 要介護者 に関する 事項	氏名	
	続柄	
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日
介護休暇の期間の初日から1年間		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 三の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
合計	月 (日) ※6月 (180日) を超えない範囲	

連続する一の期間における要介護者 の状態及び具体的な介護の内容	
連続する二の期間における要介護者 の状態及び具体的な介護の内容	
連続する三の期間における要介護者 の状態及び具体的な介護の内容	

に於ける。

「営利企業等に従事したい」及び「営利企業に従事等許可願」

に於ける。平成二十八年四月一日から施行する。

に於ける。平成二十八年四月一日から施行する。